

2005年3月25日

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
教育制度改革室高校教育改革係 御中

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令について」

日本高等学校教職員組合
東京都千代田区二番町12-1
03-3230-0284

意見

I. 私たちは、今回予定されている「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」に反対である。その内容は、以下の3点である。

1. 学校外の学修についての単位認定を、現行20単位から36単位に拡大することに反対である。
2. 定時制・通信制で認められている高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定を全日制まで広げることに反対である。
3. 教育基本法・学校教育法に基づく高校教育制度を崩しかねない程の学校外の学修の単位認定の大幅な拡大について、3月15日付けでパブリックコメントを求め、締切りを3月25日とし、「参考資料」にあるように3月に規則改正するという拙速なやり方に反対である。

II. 反対の理由

1. 学校教育法の理念に反する

- (1) 高校の全課程終了の認定は、学習指導要領の定めによって74単位以上の修得となっている。(学校教育法施行規則第63条の二) 74単位の場合はその約半分(90単位の場合であれば4割)が学校外の学修で認定されるということは、公教育としての高校教育の水準を引き下げることとどまらず、高校の役割についても重大な変更をとまなうものにならざるを得ない。
- (2) 学校教育法第41条「高等学校の目的」・42条「高等学校教育の目標」を実現するために、学校教育法施行規則があり、施行規則の変更で、学校教育法のこの理念を崩すことは許されない。
- (3) 学校教育法第42条の高等学校教育の3つの目標は、学校教育を基礎に実現しようとするものであり、学校外の学修はあくまで単位認定に直結しない補助的な役割を担うものである。

2. 高校教育の空洞化につながる

- (1) 大学入学資格検定試験を高校卒業程度認定試験にするという「大学入学資格検定のあり方」を検討する中央教育審議会の「中間報告」に対して、私たちはすでに見解を明らかにしている。

その見解では、10万をこえる高校中途退学者の進路を保障する上で、中途退学者を出さない根本的な解決の方向を提起しながらも、緊急避難的なバイパスとして、高校卒業程度認定試験については、一定の評価をし、同時に、高校卒業程度認定試験に、高等学校卒業資格を付与する性格を持たせることに反対であることを明らかにしている。

その理由として上げたのは第1に、学校教育法第41条（高等学校の目的）、第42条（高等学校教育の目標）に基づく高校教育を、高校卒業と「同等以上の学力」（同第56条一大学入学資格）修得のみに代替させる機能を持ち出す。第2に、従って高校教育に教育課程を持たないひとつのコースをつくることになり、すべての青年に保障されるべき公教育としての高校教育の水準を低下させるということである。

- (2) 今回予定されている規則改正は、高校卒業資格を付与するというものではないが、高校卒業程度認定試験の対象を全日制に広げ、在籍校の単位として認定することを可能としている。

定時制・通信制課程は、従来大検の受験と単位認定が認められてきた。しかしそれは、全日制とは異なる学習条件の下での限定的なものである。これを全日制に導入する理由はない。これを全日制に導入すると、通常のエデュケーション活動を阻害することは容易に想像できる。その上、定時制にあっては大検の単位認定による3年卒業制の問題点も多く出されており、このことについては、「参考資料」として、「支障が生じた例は報告されて」いないとしているが、現場からは、学校に通わず、主として大検の単位認定をめざした生徒が、結局4年たっても卒業できなかったという事例も報告されている。定時制・通信制にあっては、多くの問題をはらんでいるのである。

- (3) 「参考資料」では、この規則改正の理由に、「多様化する生徒の興味・関心、能力・適性、進路等にきめ細かく対応できる学校づくりの推進」をうたっているが、校内での単位修得が半分になることが可能な学校で、つまり在籍生徒の半分が学校におらず、授業も受けていない学校で、「人格の完成をめざす」（教育基本法第1条「教育の目的」）教育活動、そのための系統的な学習等を抜きの「学校づくり」を推進できるはずがない。

- (4) このような規則改正は、学校としてダブルスクール（単位の切り売り）を推奨するか、乃至は学内での教育活動の水準を低下させ、公教育を解体させることにつながりかねないものである。各学校の教育課程に基づく学校づくりの基盤を奪う規則改正と言わなければならない。

3. 高校教育のさらなる差別化を促進し、学校間格差を極端に広げるものである

- (1) 高校の「多様化」再編は、この間、6年制中等教育学校、総合学科、多部制単位制高

校の設置等、急激にすすんでいる。今回予定されている規則改正は、これに輪をかけ、「参考資料」にあるように、「各高等学校の裁量が拡大されることから、特色ある学校づくりに寄与できる。」とし、学校の「多様化」を、「民営化」の方向も含めて一層促進するものとなることは必至である。この「多様化」は、学校教育法に基づく共通した高校教育の目的・目標から外れた「多様化」であり、学校の差別化を促進し、学校間格差を極端に広げることになる。

- (2) 一方では潤沢な教育条件を整備した学校、他方では、校内での多様な生徒の要求を安易に「外注」に出して単位認定するという学校が生まれ、高校間格差はさらに広がりかねない。

先の中教審の「中間報告」は、「高等学校卒業程度の学力を認定する試験」を導入するに当たって、「多様化する高校生に高等学校教育が柔軟に対応することが必要」と指摘したのみならず、「中高一貫教育の導入、総合学科や単位制高等学校の拡充などの多様化、弾力化」の流れに大学入学者検定制度を位置づけ直している。今回予定されている規則改正は、この流れにそったものである。また、昨年度末に改定された高校設置基準の緩和と重ねて考えると、「公設民営化」や民間企業による学校設置と経営を可能にする条件整備をはかるものである。

4. 教育行政の教育条件整備義務を放棄し、保護者負担を増大させる

本来、高校はすべての生徒を対象に、基礎的な学力の保障とともに将来の進路選択にかかわって多様な選択科目を置くなど教育行政は、そのための条件整備に努めなければならない。にもかかわらず、国民的な要求ともなっている30人学級をはじめ各学校への条件整備は、放置したままで、学校外での学修に委ね、そのために一定の保護者負担を前提にしている（「参考資料」）ことは許されない。

Ⅲ. 全体にかかわる意見

教育行政は、もともと教育基本法・子どもの権利条約の理念に立って、子どもたちの教育を、公教育として充実させる任務をもっている。とりわけ教育行政は、今日の教育問題として惹起されている学力問題や進路にかかわるフリーター・ニート問題の解決の方向を、国の未来に直結する課題として、すべての教育関係者と率直に議論しあい、国民的な検討とその方途を探ることが求められている。この点から考えても、今回出されている規則改正は、これらの問題解決に逆行するものであり、国民の負託を受けた教育行政がやってはならないことである。